

# 第11回宮城県景観審議会会議録

日 時：令和2年7月10日（金）

午後1時30分から午後3時20分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

○次第

1 開 会

2 議事録署名人の指名

3 議 題

仙南地域広域景観計画（案）について

- ・仙南地域における広域景観形成とスケジュールについて
- ・仙南地域広域景観計画（案）について

4 その他の議題

5 閉 会

○出席委員

佐 藤 久美子 みやぎおかみ会幹事（遠刈田温泉 旅館源兵衛 女将）  
鳥 羽 妙 尚絅学院大学総合人間科学系准教授  
福 屋 粧 子 東北工業大学工学部准教授  
舟 引 敏 明 公立大学法人宮城大学事業構想学群教授  
森 山 雅 幸 公立大学法人宮城大学名誉教授，森山アソシエイツ代表  
横 山 英 子 株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役  
吉 川 由 美 有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク代表取締役  
佐 藤 久 泰 東北地方整備局建政部長  
佐 藤 光 樹 塩竈市長（代理）  
(以上 9 名)

## ○議 事

令和2年7月10日（金）午後1時30分開会

### 1 開 会

○司会（武内総括） ただいまから第11回宮城県景観審議会を開催いたします。開催に当たりまして、宮城県土木部都市計画課長の大宮からひとこと挨拶を申し上げます。

○開会挨拶（大宮課長） 都市計画課長の大宮でございます。一言挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中、当審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日ごろより本県の景観行政に対し御理解・御協力を賜り、心から御礼申し上げます。さて、当審議会は昨年8月以来、約1年ぶりの開催となります。平成29年度より継続して御審議いただいている仙南地域広域景観計画につきましては、昨年度の策定を目指していたところですが、令和元年東日本台風により、仙南地域で甚大な被害が発生したため、予定していた審議会を開催できずになりました。この間、県では計画案の取りまとめを進め、先月には仙南2市7町などで構成する協議会において、計画案を承認いただきましたことから、本日の審議会開催となつたものでございます。本日は、来月予定する最終の住民説明会や10月の都市計画審議会に向けた計画案を確定する最後の審議会と位置づけておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。仙南地域における景観形成の契機となる本計画も、その施行時期が見通せる段階までまいりましたことに改めて感謝申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○司会（武内総括） 議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。国土交通省東北地方整備局建政部長の佐藤久泰委員です。続きまして、塩竈市長の佐藤光樹委員です。本日は代理として、建設部長の佐藤達也様に御出席をいただいております。

本日の会議の定足数でございますが、現時点で9名の委員の皆様に御出席をいただいております。定足数の5名を超えておりますので、「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」第21条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に、傍聴される皆様にお願いいたします。お手元にお配りしております注意事項を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

次に、本日の配布資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に「説明資料」を送付しております。また、机上に「次第」、「委員名簿」、「座席表」を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は条例の規定により会長が行うこととなっておりますので、森山会長、よろしくお願ひいたします。

## 2 議事録署名人の指名

○森山議長 本日もよろしくお願ひします。それでは、当審議会運営要領により、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。福屋粧子委員と舟引敏明委員にお願いいたします。

## 3 議題

### 仙南地域広域景観計画（案）について

○森山議長 それでは、議事に入りたいと思います。議題「仙南地域広域景観計画（案）について」です。まずは、「仙南地域における広域景観形成とスケジュールについて」を、事務局より説明願います。

○事務局（本間行政班長） それでは、事務局から説明いたします。大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

はじめに、「仙南地域における広域景観形成とスケジュールについて」説明いたします。関係する資料は、資料1「仙南地域広域景観計画策定の目的等と前回審議会の審議事項」、資料2「令和元年度以降の仙南地域広域景観計画策定のスケジュール」です。

まず、資料1を御覧ください。前回の本審議会は、昨年の8月に開催し、主に仙南地域広域景観マスタープランについて審議いただきました。その後、11月には広域景観計画案を審議いただく予定にしておりましたが、10月に発生した令和元年東日本台風により仙南市町が甚大な被害を受けたことから、当時、最優先事項であった市町の復旧復興事業に配慮し、審議会などでの策定手続きを一時休止していたところです。このため、本日に至るまでに、審議会開催の間隔が空いておりましたことから、はじめに資料1により、計画策定の目的など、基本的な事項について、確認のため改めて説明いたします。

まず、「1 景観計画の策定目的」としましては、仙南地域広域景観計画は、良好な景観の形成に向けた基本理念を掲げる景観法に基づき、緩やかな土地利用規制を行う景観計画を県と仙南9市町等が協働して策定することで、仙南地域における景観の創出や保全のきっかけとすることを目的としております。

次に、「2 景観法と景観行政」として、景観計画策定に関する制度の概要を説明します。「（1）景観法と景観計画」を御覧ください。景観法は、良好な景観の形成の実現手法の1つとして、景観計画を定めることを規定しています。景観計画には、建築物の建築や開発行為などに当たって、土地利用の規制を設けることを盛り込むことができ、この規制を通じて自治体が目指す景観への誘導を図ります。また、地域における景観上重要な建造物や樹木といったランドマークの保全方針のほか、地域住民などの関係者によって組織される協議会や、地域における、より細かな景観のあり方を決めるために、住民間で締結される協定など、景観形成の手法を幅広く盛り込むことができるものとなっています。景観計画をはじめとした景観法に位置づけられている制度の積極的な活用を図ることで、保全だけではなく新たに良好な景観の創出にもつながり、景観資源を活かしたまちづくりによる観光振興の効果も期待できます。また、地域の魅力を高めることにもなり、地域活性化にもつながることが期待できます。

続いて、「（2）景観行政を担う主体」を御覧ください。景観法では、地域における景観行政を担う主体を「景観行政団体」と位置づけており、この景観行政団体の担い手は都道府県又は市町村となっております。宮城県としては、広域的な景観形成の推進に尽力してまいりますが、住民に身近な地域における良好な景観の形成については、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であることや、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされています。なお、県内の仙台市を除く市町村は、自ら景観行政を行う意思がある場合に、県との協議により、県から権限を移管することで景観行政団体へ移行することができます。

続いて、「（3）市町村の現状」を御覧ください。それでは、景観形成の中心的役割が求められている市町村の現状はどのようにになっているか、ということですが、県内のみならず全国的な傾向として、職員不足や知識・ノウハウ不足などを理由に、市町村の景観行政団体への移行は全国で40%程度にとどまり、市町村における景観行政は十分には進んでいない状況にあります。このため、県としましては、県自らが景観形成上求められている広域的な調整の役割を果たす観点も踏まえ、県内市町村の景観形成を先導する手法を検討しました。具体的には、緑色囲みの「取組の進め方」を御覧ください。景観計画の対象とする地域は、県内の景観要素を俯瞰し、仙南地域が適当と考えました。理由としては、1つ目に、阿武隈川や白石川などの河川、蔵王連峰や阿武隈山地などの山岳、街道に由来する都市の成り立ちの歴史・文化など、1つの市や町の行政区域を越えて、共通した景観要素を広域的に有している地域であること、2つ目に、県北の市町村とは異なり、仙南の市町は市町村合併が進んでおらず、県が広域的な調整を行う余地があるためです。続いて、先ほど説明しました市町村の現状を踏まえまして、仙南市町の負担軽減を図るため、景観計画の検討や策定段階においては県が事務の取りまとめを担うこととしました。県がまとめた事務成果を協議会方式により市町などと内容を検討することで、計画に盛り込む決めごとの合意形成だけでなく、市町が策定に要する知識や考え方を習得しながら、景観まちづくりの契機となる景観計画を策定できるものと考えました。また、今回の景観計画の策定を通じて、仙南市町による景観行政を推進することをねらいとしていることからも、策定した景観計画は、仙南市町が景観行政団体に移行して運用することになりますが、県が策定した計画であることからも、土地利用の規制に係る届出受理事務については、市町によって取扱いに差異が生じないよう、統一的な運用が求められるため、引き続き県が広域的な調整を行いながら支援してまいります。届出受理事務など、市町が景観行政事務の経験を積み重ねていくことによって、知識だけでなくノウハウの蓄積にもつながり、将来的には、県計画をベースとした市町独自のきめ細かで充実した景観計画への発展が望めるものと考えています。

以上、計画策定地域を仙南地域とした考え方や取組の進め方について説明しましたが、当審議会においては、景観特性の整理や景観計画区域の候補など、景観計画に必要な内容に関する作業の進捗に応じて、これまでも審議していただいていたところです。

最後に、オレンジ色囲みの「前回審議会のふりかえり」を御覧ください。前回の昨年8月の審議会では、仙南地域における景観形成の指針となるマスタープランについて御審議いただき、大枠で承認いただいたところです。委員からは、文章表現や図表のレイアウトなどについて主に御意見をいただき、事務局にて修正作業を行っております。マスタープランの見方は、「【マスタープランの整理概要】」に簡単に記載しております。第1章にて仙南地域で見られる景観の素地や概況を調査し、景観特性（仙南らしさを感じられる要素）と課題を整理しました。第2章では、

第1章で整理した課題をもとに、仙南地域の景観形成の基本理念と基本方針を規定しました。第3章では、第1章で整理した景観特性が見られるところを地理的なまとまりでグループ化し、景観形成に重点的に取り組むべき大まかなエリアとして景観重点区域を16地区抽出しました。また、新たに第4章として、前回審議会で参考資料として配付しました県と市町の役割分担について、計画策定過程に残るようすべきとの委員からの御指摘を受け、マスタープランの1つの章として構成しました。

以上のマスタープランの概要は、資料4参考資料の表面に掲載しておりますので、別冊で配付しておりますマスタープラン本体と合わせて、後ほど御確認ください。

計画の策定目的や制度概要、取組の進め方など、資料1についての説明は以上です。

次に、資料2「令和元年度以降の仙南地域広域景観計画策定のスケジュール」を御覧ください。スケジュールについては、策定手続きを一時休止していたため、見直しをしております。改めて、順を追って説明いたします。資料2の上部に破線で記載していますが、昨年の第2回住民説明会の後に令和元年東日本台風がありました。そのため、市町との協議や検討は一旦休止し、県において計画案の取りまとめ作業を進めておりました。取りまとめた計画案は、先月11日に協議会を開催し、仙南市町や東北地方整備局などの協議会の構成員に承認されております。本日の審議会では、この先の8月以降の手続きを進めるためにも、計画案について御承認を得たいと考えております。8月から10月にかけては、仙南市町に赴いて住民説明会を行い、パブリックコメントで広く意見を募った上で、宮城県都市計画審議会において計画案への意見聴取を行い、これらを経まして、平成29年の本審議会において諮問しました計画案の策定に関して、11月の本審議会で最終案の答申をいただき、計画を確定したいと考えております。12月には計画策定の告示とともに、市町の景観行政団体への移行に関して、協議に対する回答書を交付いたします。令和3年の上半年6か月を掛けまして、計画の目的や計画施行に伴い生じる事前届出などについて、改めて地域住民や事業者の方々への十分な周知を行い、御理解の下、令和3年7月から計画の運用を開始いたします。

「仙南地域における広域景観形成とスケジュールについて」の説明は以上です。

○森山議長 ありがとうございます。当審議会は、昨年の令和元年東日本台風の影響により開催できておりませんでしたが、その間、事務局にて作業を進め計画案を取りまとめ、先月に開催した仙南市町や東北地方整備局などとの協議会で承認いただいているようです。計画案はこの後に事務局から説明がありますが、まずは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御発言・御意見があればお願ひします。

特に御意見がないようですので、次に、「仙南地域広域景観計画（案）について」を、事務局より説明願います。

○事務局（本間行政班長） 次に、「仙南地域広域景観計画（案）について」説明いたします。関係する資料は、資料3「仙南地域広域景観計画の体系」、資料4「仙南地域広域景観計画（案）」、資料4参考資料「仙南地域広域景観計画の概要」です。資料4が計画案本体ですが、内容が多く短時間では分かりにくいため、計画の骨組みを資料3にまとめております。資料3により体系を御理解いただきながら、並行して、計画案本体の対応する箇所を説明いたします。さ

らに、計画案を理解する上でポイントとなる事項を、資料4参考資料に整理しておりますので、併せて説明をいたします。

それでは、まずは資料3を御覧ください。計画のつくりとしては、計画冒頭に「目的」を設け、その次に、計画内容を定めるための基本事項となる「仙南地域の景観特性」を掲載しております。景観特性は、マスタープランの第1章で整理したもの引用しております。この景観特性を基に、それ以降の「景観計画区域」、青色箇所の「良好な景観の形成に関する方針」、緑色箇所の「行為の制限に関する事項」を定めております。

それでは、一項目ずつ順を追って説明いたします。はじめに、「目的」を御覧ください。目的は、「本計画の策定を通じ、仙南地域が一体となって取り組む景観形成の契機とする」とこと、「緩やかな景観コントロールによって“仙南地域らしさ”を象徴する良好な景観の保全・形成を図ることです。計画本体である資料4の1ページをお開きください。序章としまして、1ページの上半分の文章説明は今申し上げました「目的」の内容となります。下半分の図ですが、本計画の対象とする地域の考え方を掲載しています。マスタープランの第3章では、仙南地域の中で景観特性が地理的にまとまりのあるエリアを、景観形成を図るべきエリアと考え、景観重点区域として16地区を抽出しました。この16地区のうち4つの地区は、自然公園法の許可地域として、既に景観保全が図られていることから、本計画の対象地域に含めず、残り12地区を本計画の対象地域に位置づけ景観コントロールを図ることとしています。自然公園法許可地域に関することは、後ほど説明いたします。2ページには、本計画の体系図を掲載しております。内容は、資料3と変わりませんが、より模式的に表示しておりますので、計画案のつくりを御理解いただく上での参考としてください。

「目的」と「序章」に関する説明は以上となります。

資料3にお戻りください。続いて、「仙南地域の景観特性」を御覧ください。景観特性は、計画の対象とする地域にどのような景観の要素があり、どのような性質を有していて、どのように分類できるのかなど、その地域の景観の特徴を表すものとなります。このため、景観特性を整理することが、景観形成を図る上での課題や方針、対象区域、行為の制限など、景観計画に盛り込む内容の元となります。

資料4の4ページをお開きください。第1章として「仙南地域の景観特性」を掲載しております。景観特性はマスタープランすでに整理したところですが、計画の根幹となる部分ですので、本計画書に改めて掲載しているところです。景観特性を「蔵王連峰を中心に広がる雄大かつ象徴的な自然景観」、「仙南の風土とともに生きる人々の営みがつくりだす景観」、「水陸交通の要衝を担った歴史性を継承する都市・町場の景観」の3つに分類し、これらが相まって“仙南地域らしさ”を醸し出しているものと分析し、まとめています。次のページから10ページにかけ、特性ごとに詳細を記述しています。

「第1章 仙南地域の景観特性」に関する説明は以上です。

資料3にお戻りください。続いて、「景観計画区域」を御覧ください。景観計画区域は、本計画の対象となる地域でありまして、先ほど「目的」でも説明いたしましたが、仙南地域の中で12地区を指定するものです。資料4の11ページをお開きください。第2章として、12ページに掛け、12地区の位置図と地区の一覧表を掲載しております。地区ごとの詳細な区域は、第4章の（1）として、各地区の初めに掲載しております。ここからは、景観計画区域について具

体的な説明をいたします。A3サイズの資料4参考資料を御覧ください。本資料は、マスタープランと本計画案の概要をまとめたものです。今回の説明では、裏面を御覧ください。

はじめに、マスタープランで抽出した16地区から本計画で12地区を指定することとした考え方を説明いたします。左下の「自然公園地域における景観重点区域の景観計画区域としての扱いの考え方」を御覧ください。ここでは、先ほどの「目的」のパートでも触れました自然公園法の地域について、まとめております。自然公園法は、法の目的に「優れた自然の風景地の保護」を掲げており、その実現のために行為の制限を行う区域を、例えば、蔵王国定公園では、特別保護地区と第1種から第3種までの特別地域及び普通地域に分類し、指定しています。このうち、特別保護地区と特別地域は行為に当たって許可を要する地域であり、一方で、普通地域は行為に当たって届出を要する地域となっています。中でも特別保護地区と第1種特別地域は、原則として行為が認められません。また、第2種と第3種特別地域であっても、後ほど説明いたします景観計画に定めるものと同様の規制項目のほかにも、河川・湖沼・水面、植物・落葉・落枝など様々な規制項目が設けられております。このように、自然公園法許可地域では、その区域の指定の目的に適うよう、厳しい規制により公園の保護だけでなく景観の保全も図られています。このほか、本計画が、仙南地域における景観形成のきっかけとなる計画であることからも、過度な規制とならないよう留意する観点も踏まえまして、自然公園法許可地域に該当する蔵王火山周辺地区、長老湖・横川地区、北原尾地区、青根温泉地区の4地区の景観形成は自然公園法に委ねることとし、本計画で指定する地区には含めないものと考えました。

一方で、自然公園法普通地域は、行為の規制の区分が景観法と同じ届出制であり、許可地域ほどの景観の保全は図られにくいため、景観法の観点からも審査する機会を設ける必要性があるものと考えまして、景観計画区域に含めるものです。

続いて、12地区の具体的な景観計画区域の設定の考え方について説明いたします。右上の「地区の区域設定の考え方」を御覧ください。詳細な区域設定の考え方は、各地区の景観計画区域図の次のページ以降に掲載しておりますが、ここでは、全地区に共通する区域設定の考え方を、分かりやすく整理したものを記載しております。マスタープランでは、景観重点区域として景観特性が見られる大まかな地域を抽出したところまでで役割を終えておりまして、具体的な区域の境界は本計画において定めております。景観特性が見られる大まかな地域について、景観形成上一体的な景観の形成が求められる小さなエリア単位を、資料の図では破線囲みのエリアとして、「景観特性を有するエリア」、「蔵王連峰を眺望できるエリア」、「景観まちづくりに取り組むエリア」、「隣接した関連性があるエリア」などを精査しました。小さなエリアは、都市的視点（街並みの成り立ちの経緯）、建築的視点（地域の景観の特徴を有する建築物や工作物等の分布）、景観的視点（特徴を有する景観のまとまり）、社会的視点（商店街の単位、お祭り等の伝統行事）、観光的視点（当該地域を訪れる来訪者の動線や観光関連施設）などを踏まえて設定しております。これら小さなエリア単位が集合することで、地区の区域界となるアウトラインを導いております。図では赤色の実線部分です。明確な区域界は、アウトラインの位置を参考に、道路端や水路端などの分かりやすい地形地物を基本として、地区の状況に応じて、河川区域界や用途地域界などの境界線のほか、尾根筋や見通しなどにより設定しております。

「第2章 景観計画区域」、「第4章 地区別の景観計画区域」に関する説明は以上です。

資料3にお戻りください。続いて、青色の「良好な景観の形成に関する方針」を御覧ください。良好な景観の形成に関する方針は、景観計画区域で、どのような景観形成を目指すのか、その方

向性を定めるものです。景観法では、景観計画への記載は任意とされておりますが、計画の方向性を示すものとして、他の景観計画では、計画に記載することが通例となっています。本計画における良好な景観の形成に関する方針は、1つ目に、共通した景観特性を有する仙南地域共有の方針として、マスタープランで整理した基本理念と基本方針を第3章として設けております。また、2つ目として、各地区で景観の状況は異なるため、地区の景観の状況に応じて定める方針を景観形成方針と位置づけ、第4章の（2）として、地区ごとに掲載しております。具体的には、資料4の13ページをお開きください。第3章として、14ページに掛け、マスタープランで整理した基本理念と基本方針を掲載しております。15ページをお開きください。ここでは、地区ごとの景観の状況に応じて方針の内容が異なる基本方針1から3までを大きな柱として、それぞれの地区の方針となる景観形成方針を定めることを掲載しております。19ページを御覧ください。白石市中心部地区を例にとって、景観形成方針について説明いたします。白石市中心部地区は、主に市街地景観が見られる地域のため、景観形成方針の柱の1つである、基本方針2の「農の営み等とともにある景観の継承」は該当しないものと考え、残る「自然景観の保全」と「魅力ある景観の創出」の2つの柱について、景観形成方針をまとめています。景観形成方針は、前のページの区域設定の考え方と関連させながら、地区における景観要素について、主に保全すべき景観の視点からまとめています。まず緑色の「自然景観の保全」については、1つ目に、城山である益岡公園から区域の南側に掛け、風致地区として丘陵地が連続し樹林地が形成されているため、この風致景観の保全を図ることとしています。18ページの図で緑色の斜線で着色している箇所が風致地区です。また、2つ目に、区域内北部にある、武家屋敷通り沿いに流れる沢端川や白石城の外堀でもあった水路など、当時の面影を感じられる水辺景観の保全を図ることとしています。18ページの図では、水色の実線で表しているところが水路です。次に、「魅力ある景観の創出」については、屋敷地などの当時の町割りの様子を今に伝える景観を活かすことや、この地域の街の玄関口にふさわしい白石駅周辺の景観形成を図ること、区域西部にある国道4号などからの蔵王連峰への眺望を活かした景観形成を図ること、区域の東側に広がる住居地域では緑豊かな落ち着きある景観形成を図ることとしています。18ページの図では、水色の破線囲みの2番、紫色の破線囲みの3番、茶色の破線囲みの4番が、それぞれ関係する箇所となります。景観形成方針の書きぶりは、現在ある景観を守る、良くしていく視点でまとめています。

「第3章 仙南地域における共通の基本的な方針」、「第4章 景観形成方針」に関する説明は以上です。

資料3にお戻りください。続いて、緑色の「行為の制限に関する事項」を御覧ください。この項目は、ただ今説明申し上げました、目指す方向性である「良好な景観の形成に関する方針」を実現する手段として、景観計画区域内で一定の行為に制限を設けるものであり、計画には記載必須項目となります。行為の制限に関する事項は、全地区に共通して、良好な景観の形成のために行為着手前に届出を求める届出対象行為と、その届出があった行為が良好な景観の形成に関する方針に適うものかどうかを審査する基準である景観形成基準の2点で構成しています。

まず、届出対象行為について説明いたします。資料4の113ページをお開きください。「第5章 届出対象行為と届出の流れ」のうち「（1）届出が必要な行為」を御覧ください。景観計画区域内で行為を行おうとする事業者や住民の方々は、表の左側に記載の行為であって、表の右側に掲げる規模以上の行為を行おうとする場合に、行為を行おうとする敷地がある市町に事前に届出を行う義務が生じます。届出が必要な行為は、「建築物の建築等」、「工作物の建設等」、

「開発行為」，「土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」，「木竹の植栽又は伐採」の5項目です。

建築物の建築等については、新築，増築，改築若しくは移転する場合で、その規模が高さ10m以上または建築面積500m<sup>2</sup>以上となる場合が対象です。また、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩を変更する場合で、その規模が高さ10m以上または建築面積500m<sup>2</sup>以上のうち、外観変更に係る面積の合計が全体面積の2分の1以上のものが対象です。

次に、工作物の建設等については、行為は建築物と同様ですが、規模については、擁壁と柱等は形状が異なり高さも違ってくるため分けております。また、建築物と同様に面積要件も設けております。

次に、開発行為から土地の形質の変更、木竹の植栽または伐採については、面的に景観に影響を及ぼすおそれがある類似の行為として、面積1,000m<sup>2</sup>以上を対象としています。

なお、建築物の定義は、景観法の規定のとおり、建築基準法で規定された建築物としています。工作物については、景観法に規定がないことから、表の下の※1としています。（1）から

（10）までは景観計画における工作物として一般に用いられている建築基準法施行令を参考にしております。このほか、（11）として、景観上の課題として顕在化が多い風力発電設備や太陽光発電設備などを独自の工作物に位置づけ、これら施設が建設される場合には一定規模以上のものは届出を求め、審査することとしております。

次に、資料4参考資料の裏面右下「届出対象行為の規模の設定の考え方」を御覧ください。ここでは、ただ今説明申し上げました規模要件の設定根拠を説明いたします。

まず、「1 建築物、工作物」は、地域の景観に影響を及ぼすおそれのある中層・中規模以上の建築物を想定し、届出対象の規模は高さ10m以上、建築面積500m<sup>2</sup>以上としたところですが、その理由は3つあります。①として、各地区の建築物の現況調査を行いまして、景観計画区域内の建築物は、2階建て以下の低層建築物が約98%を占めていることを確認しました。急勾配な屋根の2階建てや、小規模な3階建てが混在する場合でも、最大高さは10m程度を想定しています。この10mは、本計画の区域にも含まれている用途地域である第1種、第2種低層住居専用地域において、良好な住居環境を保護するために定められている絶対高さ制限の高さでも、同様であることも参考としています。以上から、10m以上の中層の建築物が建築される場合には、景観計画区域内の現況の景観に及ぼす影響があるものと考え、届出を求める行為の高さを10m以上としました。また、建築面積では、500m<sup>2</sup>未満の建築物が約95%を占めていることを確認しました。高さの考え方と同様に、500m<sup>2</sup>以上の中規模の建築物が建築される場合に、景観計画区域内の現況の景観に及ぼす影響があるものと考え、届出を求める行為の面積を500m<sup>2</sup>以上としました。なお、店舗に関する面積について、②として補足しておりますが、大規模小売店舗立地法に基づく店舗は延床面積が1,000m<sup>2</sup>超のものとされていますが、仙南地域では1,000m<sup>2</sup>に満たない500m<sup>2</sup>から600m<sup>2</sup>程度の店舗も散見されるところです。以上のとおり、建築物と工作物の届出対象規模は地域の現況を調査し設定したところですが、③として県内の景観計画を策定している市町の設定値を確認したところ、建築物の建築で届出を求める高さは10m以上、建築面積は500m<sup>2</sup>以上である傾向が見られたことから、本計画で定めようとしている届出対象規模は一定の妥当性があるものと考えております。

続いて、「2 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採」を御覧ください。開発制度は、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とした制度です。仙南地域の

都市計画区域はその全域が、区域区分が定められていない非線引き都市計画区域に該当しております、この区域で3,000m<sup>2</sup>以上の開発行為を行う際には、都市計画法に基づく許可が必要となります。ただし、多くの仙南市町では、市町独自の開発指導要綱等の規程に基づき、1,000m<sup>2</sup>以上となる場合に開発事業者に協議を求めていることを考慮し、整合を図るため、本計画でも開発行為のみならず、同様に面的に景観に及ぼす影響が大きい土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採についても、届出を求める行為の規模を1,000m<sup>2</sup>以上としたものです。

「届出対象行為の規模の設定の考え方」に関する説明は以上です。

続いて、資料4の115ページをお開きください。「（2）届出手続きの流れ」について説明いたします。本計画は県が策定しますが、実際の届出に関する事務は市町が担います。県計画になりますので、県が広域調整を図りまして、市町が事務を通じて景観計画に関する知識やノウハウを得ることによって、将来的な市町独自の計画に結びつけていけるよう意図した役割分担としています。届出手続きの流れは図に記載のとおりですが、不備のない届出がされ市町において受理してから30日間は、行為着手が制限されます。この間、市町では届出内容が景観形成基準に適合するかどうかを審査します。仮に適合しないと判断される場合には、届出者に対し是正を求めますが、是正されない場合には、必要に応じ、勧告のほか建築物と工作物の形態意匠（デザイン）に限り変更命令を行うことが可能となります。それでも、届出者が勧告や命令に従わない場合には、公表を行うこともできるものとします。このように、届出の受理後の対応期間を考慮しまして、事前協議をお願いすることとしております。公表と事前協議を設けることは、他の景観計画でも一般的であり、勧告と変更命令については景観法で認められている措置となります。なお、届出対象規模以上に該当する場合でも、届出を要しない例外については、115ページの「（3）届出等の対象外となる行為」に記載のとおりです。

次に、届出があった行為が、良好な景観の形成に関する方針に適うものかどうかを審査する基準である景観形成基準について説明いたします。資料4の20ページを御覧ください。白石市中心部地区を例に景観形成基準について説明します。届出のあった行為が建築物または工作物の場合には、基準の項目は「配置」、「高さ」、「形態・意匠」、「色彩・素材」、「設備類」、「外構・緑化等」の6項目としております。また、開発行為や土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採の場合には、「造成等」、「既存樹木・樹林等の保全」のほか、この地区には該当しないため記載しておりませんが「周辺への配慮」の3項目としております。これらの項目ごとに、届出の行為の内容が表の右に列記しているものに適合しているかどうかを審査します。今回は、本計画は景観形成のきっかけとなる計画であることから、どの項目も基準の書きぶりは全体的に緩やかなものとしています。周辺への配慮や、周囲との連続性や調和、設備類や外構緑化の工夫などを通じ、まずは、事業者や住民の方々に、行為を行う場合に景観に配慮することの意識付けに繋げたいと考えております。このように、景観計画は地域の状況に応じて柔軟な対応が行え、目指す方向性が明確な場合には効果的な内容とすることができるものであり、住民の方々の景観まちづくりへの積極的な参加によって、歴史的な景観の復元などその地域ならではの景観の形成を行っている自治体もあります。

最後になりますが、これらを踏まえまして、資料4参考資料の表面右下の水色の囲みを御覧ください。本計画を策定する目的は、「仙南地域が一体となって取り組む景観形成の契機」とすることと、「緩やかな景観コントロールによって“仙南地域らしさ”を象徴する良好な景観の保全・形成を図る」ことです。このため、本計画の策定は仙南地域における景観形成の第1歩であ

り、策定後は段階的な取組に繋げていきたいと考えております。まずは、本計画の策定に伴う市町の景観行政団体への移行、本計画の運用から始めまして、次の段階では、景観形成の主体である住民意見を把握し、本計画を下地とした市町個別の景観計画への発展、さらには、望ましい姿として、住民と協働した景観まちづくりの推進について、県として支援して参ります。

仙南地域の大切な財産である蔵王連峰などの地域資源を、景観の観点から市町とともに守り育て、次の世代に引き継いでいけるよう、「仙南地域らしさ」を感じられる景観の形成に引き続き努めてまいります。

「仙南地域広域景観計画（案）について」の説明は以上です。

○森山議長 ありがとうございます。計画案については、6月に開催した仙南市町や東北地方整備局などとの協議会で承認いただいているということでした。本日は、今後の各種意見照会に向けて、当審議会においても計画案を審議し、次に進めたいとのことです。11月に最終の審議会が予定されていますが、今回で実質的に計画案を固める必要があるかと思います。

計画案は、法定の記載必須事項を軸に、方針や行為の制限は、仙南地域で景観形成を始めるために必要な内容は概ね説明されているかと思います。計画内容の充実は、今後市町が独自の計画を検討するに当たって、県とともに時間を掛けながら進めていくことになるかと考えます。

それでは、事務局からの説明について、委員の皆様から、確認したい点など御意見があればお願いします。

○森山議長 前回の議事録の内容を読み直したところ、先ほどの説明の中ありました自然公園法と景観法の重複したこととか、あるいは住民参加によるパブコメに対する有効な活用と、それに関連した届出に対するプロセスなどが皆さんのお意見としてありましたので、そういうところを中心に説明がされたかと思います。

前回、いろいろ御意見をいただきましたので、そういうところも今回はかなり細かいところで書き込まれておりました。そういう意見を前回いただいた委員から、ただいまの事務局の説明の内容について、御意見ございませんでしょうか。

では、吉川委員、お願いします。

○吉川委員 格段にまとめていただいて、大変よかったですと思っております。計画案の13ページにある基本理念について、資料を拝見したときに、すごく細かい点ですけど、少し気になったので申し上げますが、「蔵王の山岳景観」とか「蔵王とともに育まれた」という言葉があるんですけど、蔵王山じゃなくて蔵王連峰だと思うので、「蔵王連峰」というふうに入れていただいたほうが引っ掛からないと私自身は思いました。かつ、基本理念の3つ目の「蔵王とともに育まれた人々の営みが」というふうにあるんですが、丸森町ぐらいになると、小さな一山を越えて角田市に入っていくので、蔵王はいつも見ているかもしれないですが、どちらかというと阿武隈川、白石川水系の川とともに営んできたという方が近いと思うので、くどいかもしれないけれども「蔵王連峰と阿武隈川・白石川水系とともに育まれた」というふうに入れると、仙南全域の営みと自然との関係が見えるかなと、大変細かい点ですけれども思いました。

あと、もう1つ気になったのは、基本方針3の「魅力ある景観の創出」で、魅力と言われて何なんだろうというふうに思いました。誰にとっての魅力なのか、場所によっても全然それが異なる

るので、ここではあえてざっくり言っているんだろうと思いましたけれども、それぞれの地区のこの魅力ある景観の創出のところを読んでみると、またここに「魅力ある景観」というのがいっぱい出てきて、それぞれの地区のところでは、なるべく「魅力ある」を使わないで表現したほうが、もっとやるべき点が浮き彫りになるのではないかと思いました。「魅力ある」という言葉がたくさん出てくるので、その「魅力ある」ということがどういうことなのかということが、もっと裸で見えてくるほうが、それぞれの市町で計画を作るにも分かりやすいのではないかなと思いました。

○森山議長 ありがとうございます。私が意見を言う前に、皆さんほかに意見はありますか。舟引委員、いかがでしょうか。

○舟引委員 前回と比べると相当整理をされてきていて、1年近く前の議事録をちょうど今読み返していて、随分、整理はついてきたと思います。市町との協議会でも承認をいただいてということではあるけれども、一般の方々も含めて都市計画審議会にも掛けなければいけないので、それも考えていくと、やはり全体の構造というか、仕組みが分かるような絵が欲しいです。前回の議事録を見ると、そのときも同じようなことを話していますが、宮城県による今回の仙南の手法は、本来、市町が個別に景観計画を作るべきところを、それを県が先にまとめて作った上で、その後に市町に引き継ぐことがある。景観計画の前提になるべきマスターplanは法定計画ではないので、説明が非常に難しいですけれども、蔵王連峰など広域的な景観形成に共通の課題があるので、県としてそのマスターplanを示しているという説明がマスターplanのほうにはあるけれど、景観計画のほうには必ずしもない。また、その関係を示したもののがマスターplanの4ページにあって重層的な関係を示していますが、法定計画を任意計画であるマスターplanの下で掘り下げるというのは、仕組みとしては少し座りが悪いですけれど、ただ、将来的には景観計画を引き継いだ市町の計画になるから、県としては共通方針となるマスターplanを持つというマスターplanと景観計画の関係の構図というのが、最初に出てこないと全体の建て付けがよく分かりにくいというのが、今日気になったところです。景観計画は県レベルで示せるところまでは来たので、細かなところや、ここを重点にしたいという場合は、市町がきちんとそこは発展させてくださいということになると思いますので、そこはこの段階ではいいと思いますけれど、全体の位置づけを整理するようなポンチ絵のようなもの、余りディテールにいかなくて、そして、それを書き下ろしたものがマスターplanの1ページから4ページには書いてあるけれど、景観計画にはそこの説明があまりない、飛ばしているんですよ。だから、景観計画だけを読むとその部分がよく分からないので、その部分は共通のプラットフォームとして構成上作っておかないと良くないと思います。

○森山議長 ありがとうございます。福屋委員、どうぞ。

○福屋委員 御説明ありがとうございました。ほかの委員の方々もおっしゃっていたんですけど、非常に分かりやすくなっています。内容については異存ございません。意見は2つありますけれども、全く違う話なので1つずつ説明します。1つは、届出対象行為について、どのくらい実効性があるのか、区域と行為の制限について主に見ていましたのですが、資料4の113ページから115ペ

ページをよく見てみると、届出が必要な行為は建築の新築、工作物の建設ですが、115ページの下を見ていくと、屋外広告物条例の適用をするものの設置については対象外となると書いてある。では、実際に景観として見たときに、例えば、一目千本桜の国道のところを歩いていったときに何が気になるかというと、やはり広告ですね。そういう意味で、広告物の設置について、4m以上のものが掛かるということになっていますが、もう少しこの景観計画でも制限を掛けること、もしくは届出の対象とすることはできないのかと思いました。例えば、擁壁等であれば高さ2m以上で届出になるので、広告物についても、その高さに準じたものは届出対象として色彩等を審査していただくというような考え方もあると思いました。

もう1つは、これは質問ですけれども、誰が審査するのかが分からなかつたので、教えていただければなと思いました。以上です。

○森山議長 では、事務局、お願いします。

○事務局（本間行政班長） 最後の御質問ですが、今回の景観計画は県の計画ではありますが、市町に景観行政団体になっていただいて、市町が届出の受理の事務を担います。その中で、市町において景観計画の基準に合っているかどうか審査をしていただくこととしております。

○福屋委員 広告物についてはいかがでしょうか。届出対象とするのは難しいでしょうか。看板広告が主に対象になると思いますけれど。

○事務局（本間行政班長） 屋外広告物の設置に関する許可事務については、県で行っているところですが、許可によって一定程度対応しておりますので、それ以上の対応は今後の課題になると考えています。

○福屋委員 ありがとうございます。

○森山議長 横山委員、どうぞ。

○横山委員 大変御無沙汰しております。リアル会議に参加するのが久しぶりなので、ZOOMとは違う一方向ではない感じがして、大変うれしく思っております。

事前にもいろいろと御報告、御説明いただきました。本日も御丁寧に説明いただきましたので、理解はできましたが、この数か月の間にいろんなことが起こっていて、特にコロナウイルス感染症で人の移動が制限されたり、経済活動も普通の生活も変わっていて、おそらく元のようには戻れないという覚悟を皆さんされていると思うんです。宮城県の場合は、どこまで皆さん思っているか分からないですが、首都圏の方はもう無理して職場に通って仕事するよりも、自分が与えられた仕事を自分の過ごしたいところでやったほうがいいという考え方で、移住を考えたり、そんなお話を聞いておりまして、結構、不動産関係の方も本気でそのところに力を入れようというお話を聞いております。そういう意味で、景観に関するここというのはすごく大事なことで、嘗み、それから、経済活動に関してもすごく重要になってくると思いますけれども、質問が1つございまして、6月に行われた協議会の中で、市町の方の反応というか、この計画を県が作られたとい

うことに関して、自分たちのまちとしては、このようなことを進めていけるという前向きなのか、それとも、やらなければいけないという負担感なのか、要は、こういうことが如何に大事かということを感じてらっしゃるかどうかということがすごく気になっています。それから、具体的なことを詰め込みたくても、いろいろお話を聞きますと、ここから先は市町の話だということでもありましたので、本気でやらないと本当にもったいないと思いますので、その感触をぜひ教えていただきたいなと思いました。以上です。

○森山議長 事務局、お願いします。

○事務局（本間行政班長） 冒頭に少しお話ししましたが、市町と一緒に協議をしているということで御説明いたしました。平成29年から協議会を立ち上げて、足かけ4年になっているところですが、徐々に計画が固まってくるにつれて、市町の方も、「ああ、こういうことがやれるんだ」、「こういうことをしていくんだ」ということを分かっていただけていているのかなと思っています。改めて今年4月に入りまして、新しい担当の方もいらっしゃいましたので、勉強会という形で景観計画なり景観法の仕組みなり一緒に勉強させていただいておりますので、この仕組みでどのようなことができるのかということを分かっていただいた上で、まず計画を運用していく段階を担っていただき、さらに、その先には独自のことができるんですよというところは御理解いただいております。まずはこの計画を運用してみましょうという、1つ目のハードルといいますか、目的を達成しながら進めていきたいと考えております。

○横山委員 もう1点です。県の方も御存じだと思いますが、今回の対象地区になっている村田町ですけれども、宮城県で唯一の重要伝統的建造物群保存地区になっておりまして、国から補助が出るということで、御自分の財産でありながら、その町、それこそ県の財産だということで、皆さん自分のお金を出して修復している方が随分増えて参りましたが、町の財政的な問題で今年度打ち切ってしまったという大変悲しいことがあるんですね。国のお金なので、直接申し上げたらというとそういうルールにはなってないようですけれども、そのように、財政上やりたくてもやれないところに対してのサポートは絶対必要だと思います。それから、既に景観行政団体としていろいろ取り組んでいらっしゃるまちもたくさんあって、例えば、松島町の委員を何年か務めているんですけども、良い例が出ると皆さん見習うということもございまして、また、先ほど魅力あるということの話もありましたが、魅力は人によって全然違いますし、美しいという定義もなかなかできづらいので、なるべく具体的なことは必要だと思うのですけれども、そういったことも積み重ねて皆さんに知っていただくことや、どうやればそういうふうに作れるのかという、先ほどの舟引委員のお話にもあったと思いますけれども、そのところも一緒に市町の方に伝えていかないと、多分また絵に描いた餅なのかなと思います。これは意見です。以上です。

○森山議長 ほかに御意見等ございませんか。佐藤（久泰）委員。

○佐藤（久泰）委員 今回初めて参加いたします。まずは県による積極的なリード、これまでの間の積極的な取組に敬意を表したいと思います。私も長く行政に携わっておりますけれども、このような取組をやるというのは非常に骨の折れることですので、大変努力されているなと思って感

心して見ているところでございます。

昨年8月の議事録を拝見しまして、大変議論が活発に行われているというのを、私の前任も大分いろいろ申し上げていたようですが、やはりそれは関係者の関心の高さと熱意の表れだろうと思っておりますので、そのような活発な議論が今後も続くような取組であってほしいと思っております。

その中でもありましたけれど、計画の真価が問われるのは、本当は実行してからだと思うんです。今は計画を作ることだけでかなりの労力を有しておられると思うんですけれども、ここからどうやって効果がある実行に繋げていくかというところが実は極めて重要であって、担当者の熱意を継続していくというのが何よりも重要なと思っておりますので、我々、東北地方整備局といたしましても、ずっと伴走者のつもりで御支援は続けて参りたいと思っております。

先ほどから魅力のお話とかいろいろ出ているんですが、私も今改めてその資料を拝見していてふと思っているのが、仙南地域における良好な景観形成のためのきっかけとなる計画ということで、これが口火を切るというそういう位置づけだということではあるんですが、そこからくる基本理念なり基本方針のようなキーワードとしての「仙南地域らしさ」とは何だろうというのが、実は、これまでの議論に参加していないからかもしれません、ちょっとまだよく分からぬ。今までこの地域は旅行者としてしか来てないものですから、「仙南地域らしさ」とは何だろうと。計画がどうこうではないです。これを皆さん、住民の方々が共有できているところを目指すのが極めて大事なのではないのかと思っておりました。例えば、計画の4ページ、「仙南地域らしさ」のところに「蔵王とともに育まれた人々の営みが生み出す景観」とあるんですが、これだと地域名を変えるとか、山の名前を変えるだけではほかの地域に当てはまってしまう。なので、計画上はこれでいいと思うんですけど、住民の方々に伝えるにはどうすればいいんだろうというところを、これからちょっと努力されたらいいのかなと思っています。端的にいえば、キャッチコピーなり、何かイメージ図だったり、シンボルマークだったり、何でもいいんですけど。いろんな方々に当たり障りのないように、受け入れていただけるような文章を書くのが行政の癖でございますので、それをもう少し住民の方々に分かっていただく、「ああそういうことだよね」というような格好に、行政の人間がこういうことを言うのは申し訳ないですけど、でも、そういうコーライター的な、クリエイター的な要素というのをもう少し強めていくのがいいんじゃないかなと思ってるところです。規制、いろいろな制限を掛けることは、住民の方々の受け身の理解とか協力だけではなくて、住民の方々が積極的に賛意を示すとか、積極的に参加するというようなところまでいくことで初めて効果が十分に達成できるようになるのかと思うわけです。それには、確かに景観という、見た目といえるような切り口ではあるんですけど、実は住民の方々が五感で感じると、五感で感じる計画の推進になるというところが重要と思ったりもします。

「仙南地域らしさ」とは何ですかという問い合わせをいたしましたが、仙南地域というくくりが現に存在していて、仙南地域の方々には何となく共有されているんだろうと思いますので、そうだとするならば、言語化できない、表現できない「仙南地域らしさ」というのは、実は地元の方々の心の中に何となくあるのではないか、あると思いたい。それを掘り起こしていくようなことがあれば、景観の形成にとどまらず、例えばこれが観光に繋がったり、地域をどう外向けにPRしていくかに繋がるんじゃないかと思ったりもしています。

あともう1つ、前回の議事録でもありましたし、先ほどの議長からのお話にもありましたけれども、縦割りの打破のような話でございます。私も地域開発行政に結構長く携わっていて、こう

いう計画を作ったりすることをやってきました。その中で計画を作る人間が心構えとして持つておかないといけないと思っているのは、縦割りで物を考えてはいけない。少なくとも計画を作る段階では、全体を見るということではないと正しい姿には近づけないという思いがあります。他の政策分野で、あなたはこれに触れてはいけないと言われてないのであるならば、少なくともそこを視野に入れて書いたり、あるいはそこの人々に向かって働き掛けするというのは、十分可能だし、むしろ積極的にやるべきと思っております。そういう意味では、県の皆様、より一層の努力を促すようなことになってしまい恐縮ですが、皆さんのお熱意とリーダーシップが大変重要と思っている次第です。

○森山議長 どうもありがとうございました。「仙南地域らしさ」とは何だろうか、ずっと私も考え続けているテーマです。景観という言葉の意味が非常に広い。地域そのものという意味も含まれています。ということは、自然もそうですけど、そこの文化とか、人々の生活がなくては景観が生まれてこない。そういうところを繋ぐことが、広域景観計画の中では軸になると考えています。届出のところで、審査するのは市町の方たちなので、基準をやはり県のほうでお示しになると、審査もある程度しやすくなる。住民の方だけよりは、専門家の方とかいろんな方が入ってそういう審査をすることが、一番大事かなと思っています。デザインレビュー・ボードというのがありますけど、専門家と役所と地元の方が入って審査をするというシステムがまだできていない気がします。今回、広域景観計画の実効性というか、最終的にそれを作ってもらう市町にはそこを御指導していただければ、この県の広域景観計画によって各市町で作成する景観計画の足並みが揃い、さらにそれぞれのアイデンティティがあるものになるかと思います。地域の固有性は、何よりも地域の方々が日常使う言葉の中にたくさんあると思いますので、そういう言葉がもっと網羅されていると非常に良いのではないか。毎回審議会での皆さんの活発な御意見にはそうした意見が多く出たかと思います。今日はどうかと思って私もここに座っているんですが、多いほうだと思います。皆さんのが言っていたように、今回のこの計画案は、非常によく今までの意見をまとめられていました。11月までに、これまでの議事録と今日の意見を踏まえて再度見直し作業をしていただきたいと思います。短期間ですが、これからのお作業をよろしくお願ひいたします。

今日、まだ御意見いただいていない鳥羽委員、あるいは佐藤委員からもぜひ御発言をお願いしたいと思いますので、鳥羽委員から。

○鳥羽委員 思ったのが、1年経ってしまったがゆえにというところもあるんですけども、災害が多いとか、コロナもそうですけど、そういうことも含めて、前回、環境面のこと、気候変動のことを入れていただいたらというのを言ったと思うんですが、これを言うとさらに行行政っぽくなるのかもしれないんですけど、SDGsのことは入れなくていいのかなというのをちょっと思いました。そういうえば入ってないと思って、住み続けられるまちもそうですし、というかそれが一番だと思いますが、緑のこともそうですし、何かそら辺のことというものが、要所、要所に入れるのはもう今さら大変なのかもしれないんですけど、最初のところには入っていたほうがいいのかなと、考え方として入れておいたほうがいいのではないかと思ったので、加えていただければと思います。

○森山議長 今の御意見も御検討をよろしくお願ひします。佐藤（久美子）委員。

○佐藤（久美子）委員 素人の私でも、送っていただいた資料を家で目を通させていただいて、とても分かりやすい資料になっておりました。

今、私たちは、本当にコロナ禍において商売が必死です。それで、みんなで集まっているんですが、もう一度、国内のお客様を奪い合うようなこの数年になるのではないかと思っています。国外からお呼びできないのであれば、そうなったら自分たちが自分のまちをもう一度勉強し、磨き上げようというので今集まっているんです。若い者から年寄りまで。そんな時期なので、こうしていただいた資料も集まつたみんなに見せながら、もう一度自分のまちを勉強しようという資料にさせていただきたいと思います。今後とも勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○森山議長 ありがとうございます。塩竈市役所の佐藤（達也）さん、お願いします。

○佐藤（達）委員代理 私は、景観行政を担当しております事務方の立場からになりますけれども、前回出席した鈴木次長からも若干触れさせていただいたんですけども、先ほど自然公園法と景観法の関係で重複というお話がありましたが、私どもでは、浦戸諸島における特別名勝の規制、そういったものも紹介させていただきました。本日、SDGsの話がありましたけれども、実際、浦戸地区の場合、住んでいる方々が相当減少してきていて、その中に、例えば、景観を守るための規制の必要性もあるんだけれども、一方で、そこに住んでいる人たちの縛りというものを外してあげないとなかなかつらいというのもあります。計画をどう実行につなげるかというお話もありましたけれども、我々からすると一番そこが頭の痛いところで、例えば塩竈市の場合、景観行政団体に移行したのは平成23年4月です。もともと鹽竈神社から見る景観の眺望を活かすということで景観条例を持っていたんですけども、実は景観行政団体に移行してから景観法に基づく条例は平成29年12月に議会で改めて議決をしています。それで、高さとか色彩を制限するような形になったんですが、景観法に基づく条例の規制は勧告までなんです。それで、塩竈市というのは高さとかが一番大事だということなので、高さについてもっと強い規制を掛けられないかという意見があります。平成31年4月に区画整理をしたところに地区計画をするんですけども、住民が住んでいる部分の住宅部分については高さについて規制を入れるというのでやったんですけども、商業系とか、あるいは産業系については高さを入れられないということで、景観も条例の高さだけにとどめましょうということになりました。実際やろうとして、地元の方々の理解を得ていくというのは難しい作業がありますので、今後こちらの作業でも地元の説明会なりパブリックコメント、そういったものもあるかと思います。今年度、2市7町の景観行政団体に移行という手続がなされていく形になりますけれども、我々市町村の立場からすると、関係する自治体に対する宮城県の御指導、そういうものが重要だと思いますので、今後とも事務局の方々にはそういったところをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○森山議長 どうもありがとうございました。この審議会では、これから仙南地域の景観がどのように育ってほしいか、どうしたら仙南の優れた自然ですか、あるいは長い年月をかけて築き上げられた人々の文化、風土に適応した生活環境等を、次の世代の子供たちに継承できるかについて、長期的な視野に立って広く考えていただいたかと思います。したがって、県、市町、あるいは

は住民の方とのコミュニケーションを引き続き取っていただきながら、広域景観計画をまとめていただきたいと考えています。やはり景観というのは我々が目にするものですから、基準は人間の目かなと。ただ、そのヒューマンスケールといいますか、人間が見て、巨大過ぎるとか、色がきつ過ぎるとか、あるいは条件は満たしているけれど匂いがとても強くてこれは耐えられないといった、いろんな意味での環境を景観という言葉の中に含めて考えていただきたい。以前、舟引委員がおっしゃいましたけど、国の法律なり、あるいは地域のいろいろな決まり事から段々とこの計画が出来上がってきたというプロセスを皆さんに理解していただくなためにも、ぜひどこかでその点を分かりやすく説明していただきたいと思います。

今日は、この計画案に対する承認を皆様にお諮りしたいのですが、事務局から、今までの意見お聞きになられて何かお考えがありますでしょうか。

○事務局（大宮課長） 多数の御意見ありがとうございました。大まかに計画案について御了承をいただける御発言をいただいたと思っております。議事録は再度確認いたしますが、私が今聞いていた限りで大きく2つ御意見をいただいたと思っております。

1つにつきましては、11月までに再考してほしいということで、これまで長い審議をしてきましたので、そういう審議の内容も再度見直しまして、中身や、あとはマスターplanと景観計画の連携が分かるような形にしたらしいのではないかとか、もしくはSDGsなんていうお話もございました。そういうことにつきましては、再度、おっしゃられたとおり、これまでの審議を踏まえまして、もう一度我々も案を見直すということについては、努力をしていきたいと思ってございます。

もう1点いただいたのが、実行に移してからの方が多かったと思います。市町村の熱意、我々県職員、県の熱意の継続という話もございましたし、良い先行の事例を紹介するということも続けていってほしいなど、お話をいただいたと思います。それにつきましては、もちろん継続してやっていくつもりでございますので、それにつきましても書き込めるところがあれば書き込んでいきたいと思いますし、その点については再度検討していきたいと思います。

今後、住民説明会やパブリックコメント、都市計画審議会といったまた別の形で御意見をいただく場もございますので、そのような御意見も踏まえまして事務局で検討の上、次回の11月の審議会にお示しさせていただきたいということで考えておりますので、そのようにお願いいたします。

○森山議長 今まで皆さんが高いいろいろ御審議いただいたことのこれからまとめ方というのを今お話ししていただきました。今回の審議会で御審議いただいた仙南地域広域景観計画（案）は住民説明会に始まってパブリックコメント、あるいは都市計画審議会に諮られます。この審議会で御審議いただいた計画案について御承認を皆様いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

特に御異議がないようですので、この計画案をこの場では承認していただいたということで議題を終了させていただきます。

○事務局（大宮課長） ありがとうございます。（「森山議長」の声あり）

○森山議長 はい。福屋委員。

○福屋委員 1つだけ。内容は大丈夫ですけれども、少し気になっていることがありますて、とてもきれいに作ってくださっているので言うのは心苦しいのですが、景観計画の資料ですけれども、付属資料の色が多くて目がちかちかするので、できれば見開きに2色とか、少し色数を抑えていただいたほうがポイントが伝わると思っていますので、もし見直していただければもっと見やすくなると思っております。

○森山議長 最後に大変貴重な御意見ありがとうございます。舟引委員。

○舟引委員 今の意見は大賛成です。補色使うなとか、黄色使うなとか。

○福屋委員 黄色と赤だとちょっと目がちかちかする。

○舟引委員 冗談ではなく、平成16年に国で景観法を作ったときのパンフレットが、補色をたくさん使ったけばけばしいものです。

計画案についてではないんですけど、1つ付け加えておきたいことがあって、先ほど吉川委員がおっしゃった話で、ポストコロナの話を考えたときに、仙台市役所へは言っているんですが、首都圏に住む、企業の拠点を置く、そういうもののリスクが極めて高い状況になってきていて、そこで、ではどこにその代替案を選択するのかと考えたときに、仙台都市圏というのは候補地としてはかなり有力ではないだろうかと。何と言っても1時間ちょっとで新幹線で首都圏へ行けますから。それで、そういうことを踏まえた上で、今、市の総合計画とかいろんな計画を作っているんですけども、その中で、要は国際的な都市間競争に勝てるとか、県の立場でいったら、地域間競争の中で首都機能移転ぐらいまでを視野に入れてここに来るというぐらいのことを、そろそろじゃなくて、もう考えている人はたくさんいて、そのための大きな武器の1つになり得るのがこの景観計画です。観光の振興というのが頭書きのところにありますけれども、観光の振興はもちろん、鳥羽委員おっしゃったように大切な部分ですけれども、もっともっとここに住む人、働く企業を増やすことに繋がることや、地域間競争の武器みたいなニュアンスのことをやっぱり頭のところで書いていただいて、県も総合計画を作って、ポストコロナについてどういうアクションをするかといったときに、そのツールの1つとして政策として打ち出してもらう。そのぐらいの強い意気込みでこれはやったほうがいいと思います。東京から見たら、仙台市もその周辺の市町もそんなに区分はないので、エリアとして大きな魅力を増してもらえれば。そういう共通の目標がないと、汚いよりきれいがいいよねっていうそのぐらいのレベルじゃなくて、大宮課長の大きな仕事だと思いますが、そういうニュアンスも含めて、計画案にもし込められるならその辺を込めてもらうし、これから行政内部の説明のときにもそんなニュアンスも含めて使ってもらつたほうが説得力は増すと思います。

○森山議長 吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 今日、御欠席ですけど、紺野委員と来年、東北一丸となる東北DCをやろうとしているんですけど、それがコロナでいろんなプロモーションができなくなって、それを全部映像に切り替えたんです。宮城県の絶景とかいろんなものを私のほうで編集したんですけども、極めて苦労したんです。いつも我々いろんなところの映像撮ったりするのに、例えば大崎地域が世界農業遺産になりました。だから、田んぼの景観は実はすごくきれいですけれども、それを俯瞰で撮ろうとすると必ず鉄塔が入ってしまって、どうしてこれが世界農業遺産になったのかという映像しか撮れなくて、たった1か所だけ鉄塔を避けて撮れるポイントがあるんです。そこに市役所の人連れて行ってもらって、そこでしか撮れないという現状があるんです。これはもういずれのところでも、今回のプロモーションでも仙南の絵は、一目千本桜の白石川から遠くに蔵王連峰、雪山を望む千本桜の絵と、それから、蔵王山の三階滝とか、自転車で登っていくクライムヒルの映像とかを入れたんですが、例えば、村田町の蔵の空気感であるとか、例えば、白石駅前にある町家の風景の映像とか、本当は住んでいる人も気づかない美しさというのがあるはずだけれども、それを私たち住民がなかなか共有できていないので、そういう映像を全然撮っていないので、それを共有できてると思うんです。もう一度、自分たちの仙南が、なぜ仙南という独自の文化を含んでこういう景観になったのかというのを知るためには、やはり自分たちが住んでいるところはきれいだとまず住民の人が思わない、次のアクションに行かないと思うんです。ところが、その素材は全く今は無いし、そういう景観に出会う瞬間も極めて稀だと思うんです。だから、住民の方に説明する際に、あなたの住んでいる、あなたたちがいらっしゃるところ、こういうふうに私たちには見えていますという本当はそういう映像とかでそのすばらしい景観というのが何か、今持っている美しさというのがあるから、こういうところに力を入れようということになっていると思うので、そのそれぞれの場所の美しさみたいなものを際立たせるプレゼンテーションがあると、「こういう方向でやっていけばいいんだ」とか、「じゃあ、村田町はこうだけど、白石市はこういけばいいんだ」とか、みんなビジョンが湧くと思うんです。やる気も出ると思う。今いろんなカメラやドローンも発達しているので、ヒューマンスケールじゃないんですけど、むしろ視座を変えることで気づくこともあるので、会議の前にこういう書類だけじゃないもう少しビジュアライズされた5分間ぐらいの映像とか作られてみんなで共有すると、すごく早く次の段階に行けるんじゃないかなと思いますし、我々も本当にそのプロモーションのときに宮城県の絶景スポットがなさ過ぎて、あるんでしょうけど、全然上がってこないので、本当に苦労するんです。これは由々しき問題で、ほかの県の力の入れようと宮城県とは、もう格段の差があるとしか言いようがないぐらいなんです。だから、本当に厳しいことを申し上げるけど、宮城県庁ももう少し自分たちが住んでいるまち、市町の美しさというかな、そういうものをもう少し掘り起こそうという気持ちで、わずかな予算でそういうことはできるので、ぜひそういう方向性のことをやっていただきたいと要望しておきます。

○森山議長 ありがとうございます。ほかに御意見はないですか。一言よろしいでしょうか。

景観というと大概目に見えるものです。見るのは人ですから、人の心というか、気持ちとか経験が見え方を変えると思います。したがって、見えないものの価値といいますか、それが生活、日々の生活だったり、あるいは感じることだったり、見えない何かがそこにある。醸し出すもの

がある。そういう景観から感じられるものも大切かと思います。共感するものがそこに含まれていれば、ポスターに出てくるような風景ではないところにも、景観の美しさとか良さは、あると思っています。それを拾い出すのが、まさにこの計画の大事な役割で、そこが今まで審議会の中で何か足りないなと思っていました。ぜひ、「文化」という言葉をもう少し入れていただきたいのと、いろんな地域の固有名詞を入れていただきたい。仙南の景観計画だというのが1ページ開いたら分かるというようなものが必要かと思います。皆さんいろいろお考えになっていることやこうなってほしいということがあるかと思います。広域景観計画の軸になるものを、今までの作業の中にさらに練り込んでいっていただければと考えています。今までの皆さんの貴重な時間といろいろな良い御意見をいただき有難うございました。

最後になりますが、先ほどから意見として出ていた地図や計画図のグラフィックと色彩をより理解しやすいようにレベルアップしていただきたいので、よろしくお願ひいたします。

事務局、よろしくお願ひいたします。

○事務局（大宮課長）　たくさんの御意見、今日もいただきましたし、議長からおっしゃっていたいたとおり、これまでの多面にわたるいろんな御意見がありますので、再度見直しさせていただきますし、今日いただいた意見についても研究、検討させていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

#### 4 その他

○事務局（本間行政班長）　事務連絡をよろしいでしょうか。

○森山議長　はい、どうぞ。

○事務局（本間行政班長）　いろいろいただきました御意見等を踏まえまして、次回の審議会になります。次回の景観審議会は、説明の中にありましたとおり、11月中旬から下旬を予定しております。後日、開催日の調整のための連絡をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

#### 5 閉会

○司会（武内総括）　森山議長ありがとうございました。

以上をもちまして、第11回宮城県景観審議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

午後3時20分　閉会